

支給対象者支援チャート ~臨時福祉給付金(経済対策分)~



Q. 平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を受給しましたか?

いいえ

はい

Q. 平成28年度分の住民税が課税されていましたか?

いいえ

はい

Q. 平成28年度分の住民税が課税されている方の扶養親族等になっていましたか?

いいえ

はい

Q. 生活保護を受けていますか?

いいえ

はい

A. 支給対象とはなりません

A. 臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象となる可能性があります!

臨時福祉給付金(経済対策分)支給のお知らせ

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う影響を緩和するため支給します。

▼支給対象者 次の①～④の要件をすべて満たす方

①平成28年1月1日時点で那須町に住民票のある方。(申請先は、平成28年1月1日時点でお住いの市町村です。)

②平成28年度の住民税が課税されない方

③平成28年度の住民税課税者の扶養親族等でない方

④生活保護の受給者でない方

▼支給額 1人につき15,000円
(1回のみ支給)

▼申請方法 該当すると思われる方へ、4月中旬に町から、申請書を郵送する予定です。届いた申

請書に必要事項を記入、押印し、返送してください。

▼申請期間 4月13日～7月31日

▼その他 申請書が届いても、支給の対象にならない場合があります。
・支給対象者の要件をすべて満たしているにもかかわらず、4月下旬になつても申請書が届かない場合は、お問い合わせください。
・臨時福祉給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」には十分にご注意ください。

▼問合せ 総務課
☎ (72)6901

クレジットカードで納税できます!

4月から町税の納付にクレジットカードが利用できます。

▼対象税目 固定資産税、町県民税、軽自動車税、国民健康保険税
▼利用方法 パソコンまたはスマートフォンから「yahoo!マート支払い」にアクセスし、イン

ターネット上で町税の納付が行えます。手続きの際には、お手元に納付書をご用意ください。
※町役場や銀行窓口でのクレジットカードの利用はできませんので、ご注意ください。

▼問合せ 税務課収税係
☎ (72)6904

